

	まん延防止等重点措置の実施に伴い 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更
と き	4月10日（土）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、国は4月9日、東京都、京都府、沖縄県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、東京都における重点措置期間を4月12日から5月11日までと決定した。これを受け都知事は同日、23区6市を区域として、都民の外出自粛や飲食店等における営業時間の短縮等を要請した。</p> <p>区は、これらの状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、4月12日から5月11日までの間、対応する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年4月10日付け）

別添のとおり

【基本的な考え方】

- (1) 区民の皆様は、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後8時以降は徹底すること等をお願いします。
- (2) 区内の飲食店等に、営業時間の短縮をお願いします。また、引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いします。

【区立施設の対応】

通常、午後8時以降も開館している施設については、開館時間を午後8時までに短縮する。委託園の延長保育については、午後8時30分まで実施する。

利用定員を設けている施設の収容人数は、定員の100%とする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される利用は、定員の50%とする。

利用定員を設けていない施設は、上限を5,000人とする。

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027